

後期高齢者医療保険からのお知らせ

平成27年度の保険料額の通知書と納付書を送付します

広域連合で新しい後期高齢者医療保険料額が決まりましたので、7月10日(金)頃に、被保険者のみなさんお一人おひとりに、保険料額の通知書と納付書を送付します。

●保険料の均等割額軽減措置が拡充されました 拡充された内容は、下表のとおりです

拡充された軽減率	改正後基準額<拡充内容>
5割	33万円+ 26万円 ×世帯の被保険者数 <軽減対象所得の基準額引き上げ>
2割	33万円+ 47万円 ×世帯の被保険者数 <軽減対象所得の基準額引き上げ>

●保険料の納付方法は…

- ・保険料は、原則として年金から徴収されます。〈特別徴収〉
- ・介護保険料が天引きされている年金額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人、普通徴収への変更申出書を提出した人、特別徴収に変わるまでの人は、納付書や口座振替などで個別に納めます。〈普通徴収〉

必ず通知書で
確認してください!

■保険証を年度更新します

現在使用されている保険証の有効期限は、7月31日です。8月1日から使用していただく新しい保険証は、7月中旬～末日に簡易書留で配達します。(受け取りには署名か捺印が必要です)



有効期限が
「平成28年
7月31日」
となっています
ので、確認して
ください。

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

住民税非課税世帯の人には、医療機関での窓口負担が軽減される認定証を交付します。

- ・平成26年度に認定証の交付を受けている人は…
→市役所から認定証を送付しますので、手続きは不要です。7月末までに届かない場合は問い合わせてください。
- ・新たに認定証の交付を受ける人は…
→申請が必要です。
保険証・印鑑を持って、保険年金課医療係で手続きをしてください。認定証は、原則8月1日以降にお渡しします。

※有効期限が切れた保険証・認定証は、市役所窓口(101番)へ返却するか、ハサミを入れるなどして処分してください。

問合せ＝保険年金課 医療係 (内線327・328)

廣 告 欄